
令和 4 年 2 月

砺波市議会定例会議案

令和 4 年 2 月 28 日

砺波市議会 2 月定例会

令和4年2月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第4号	令和4年度砺波市一般会計予算	1
2	議案第5号	令和4年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算	7
3	議案第6号	令和4年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算	10
4	議案第7号	令和4年度砺波市霊苑事業特別会計予算	12
5	議案第8号	令和4年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算	14
6	議案第9号	令和4年度砺波市水道事業会計予算	17
7	議案第10号	令和4年度砺波市工業用水道事業会計予算	19
8	議案第11号	令和4年度砺波市下水道事業会計予算	20
9	議案第12号	令和4年度砺波市病院事業会計予算	22
10	議案第13号	砺波市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の 制定について	25
11	議案第14号	砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	30
12	議案第15号	砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につい て	31
13	議案第16号	砺波市国民健康保険税条例の一部改正について	33
14	議案第17号	砺波市保育所条例の一部改正について	35
15	議案第18号	砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正に ついて	36
16	議案第19号	砺波市消防団条例の一部改正について	37
17	議案第20号	砺波市個人情報保護条例の一部改正について	38
18	議案第21号	財産の無償譲渡について	39
19	議案第22号	辺地に係る総合整備計画の変更について	40
20	議案第23号	市道路線の認定及び廃止について	44
21	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて	45
	専決処分第1号	令和3年度砺波市一般会計補正予算（第10号）	46
22	報告第2号	専決処分の報告について	48
	専決処分第2号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定に ついて	48

議案第4号

令和4年度砺波市一般会計予算

令和4年度砺波市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,923,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和4年2月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		6,720,000
	1 市 民 税	2,823,811
	2 固 定 資 産 税	3,396,020
	3 軽 自 動 車 税	176,169
	4 市 た ば こ 税	307,000
	5 入 湯 税	17,000
2 地 方 譲 与 税		252,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	57,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	181,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	14,800
3 利 子 割 交 付 金		4,000
	1 利 子 割 交 付 金	4,000
4 配 当 割 交 付 金		28,000
	1 配 当 割 交 付 金	28,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		43,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	43,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		94,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	94,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		991,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	991,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		12,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	12,000
9 地 方 特 例 交 付 金		35,800
	1 地 方 特 例 交 付 金	35,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	800
10 地 方 交 付 税		5,400,000
	1 地 方 交 付 税	5,400,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		16,495
	1 分 担 金	1

	2 負 担 金	16,494
13 使用料及び手数料		441,644
	1 使 用 料	240,853
	2 手 数 料	200,791
14 国庫支出金		2,173,685
	1 国庫負担金	1,533,900
	2 国庫補助金	612,740
	3 委 託 金	27,045
15 県支出金		1,409,531
	1 県 負 担 金	697,857
	2 県 補 助 金	622,901
	3 委 託 金	88,773
16 財産収入		29,420
	1 財産運用収入	18,905
	2 財産売却収入	10,515
17 寄附金		21,700
	1 寄 附 金	21,700
18 繰入金		2,376,658
	1 基金繰入金	2,376,658
19 繰越金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
20 諸収入		909,767
	1 延滞金、加算金及び過料	4,000
	2 市預金利子	50
	3 貸付金元利収入	575,536
	4 受託事業収入	160,074
	5 助 成 金	21,060
	6 雑 入	149,047
21 市債		858,500
	1 市 債	858,500
歳 入 合 計		21,923,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		202,799
	1 議 会 費	202,799
2 総 務 費		2,303,441
	1 総 務 管 理 費	1,674,106
	2 徴 税 費	257,369
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	140,953
	4 選 挙 費	19,814
	5 統 計 調 査 費	2,156
	6 監 査 委 員 費	27,614
	7 交 通 対 策 費	181,429
3 民 生 費		6,686,715
	1 社 会 福 祉 費	2,513,664
	2 児 童 福 祉 費	4,012,419
	3 生 活 保 護 費	160,612
	4 災 害 救 助 費	20
4 衛 生 費		3,177,271
	1 保 健 衛 生 費	1,044,141
	2 環 境 対 策 費	669,631
	3 繰 出 金	1,463,499
5 労 働 費		41,330
	1 労 働 諸 費	41,330
6 農 林 水 産 業 費		931,768
	1 農 業 費	256,099
	2 林 業 費	98,570
	3 農 業 土 木 費	577,099
7 商 工 費		984,860
	1 商 工 費	984,860
8 土 木 費		2,103,461
	1 土 木 管 理 費	53,136
	2 道 路 橋 り よ う 費	865,121

	3 河 川 費	14,541
	4 都 市 計 画 費	1,030,612
	5 住 宅 費	140,051
9 消 防 費		787,410
	1 消 防 費	787,410
10 教 育 費		2,009,437
	1 教 育 総 務 費	180,047
	2 小 学 校 費	417,868
	3 中 学 校 費	209,891
	4 幼 稚 園 費	158,839
	5 社 会 教 育 費	555,737
	6 保 健 体 育 費	487,055
11 災 害 復 旧 費		16,414
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	6,800
	2 土 木 災 害 復 旧 費	9,614
12 公 債 費		2,628,093
	1 公 債 費	2,628,093
13 諸 支 出 金		1
	1 諸 支 出 金	1
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		21,923,000

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
かんがい排水事業債	43,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年か ら据置期間を 含め30年以内 に半年賦若し しくは年賦又 は元利均等若 しくは元金均 等で償還する。 ただし、市財政 の都合により繰 上げ償還し、償 還期限を短縮 し、又は低利債 に借り換えるこ とができるもの とする。 なお、借入先 の融通条件があ るときは、これ に従うことができ る。
土地改良総合整備事業債	32,000			
国営附帯農地防災事業債	77,600			
林道治山事業債	2,900			
道路改良舗装新設事業債	74,000			
橋りょう改修事業債	61,500			
雪寒地域道路防雪事業債	14,200			
道路災害防除施設 整備事業債	22,500			
都市公園整備事業債	19,300			
都市計画道路整備事業債	41,300			
急傾斜地崩壊対策事業債	5,000			
防災対策事業債	46,700			
文化財保存整備事業債	2,200			
スクールバス運行事業債	16,300			
臨時財政対策債	400,000			
計	858,500			

議案第 5 号

令和 4 年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 0 9 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		785,368
	1 国民健康保険税	785,368
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		3,053,850
	1 県負担金	3,046,699
	2 県補助金	7,150
	3 財政安定化基金支出金	1
4 財産収入		54
	1 財産運用収入	54
5 繰入金		250,595
	1 一般会計繰入金	220,927
	2 基金繰入金	29,668
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		7,131
	1 延滞金、加算金及び過料	5,010
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2,120
歳入合計		4,097,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		23,433
	1 総務管理費	15,919
	2 徴税費	7,263
	3 運営協議会費	251
2 保険給付費		2,961,692
	1 療養諸費	2,557,717
	2 高額療養費	395,251
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	6,304
	5 葬祭諸費	2,400
	6 傷病手当金	10
3 国民健康保険金 事業費納付金		1,027,130
	1 医療給付費分	689,083
	2 後期高齢者支援金分	256,269
	3 介護納付金分	81,778
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		67,378
	1 特定健康診査等事業費	52,656
	2 保健事業費	14,722
6 基金積立金		54
	1 基金積立金	54
7 公債費		21
	1 公債費	20
	2 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		15,291
	1 償還金及び還付加算金	4,011
	2 繰出金	11,280
9 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		4,097,000

議案第6号

令和4年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ716,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		571,483
	1 後期高齢者医療保険料	571,483
2 繰入金		142,572
	1 一般会計繰入金	142,572
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		2,445
	1 延滞金、加算金及び過料	99
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	2,100
	4 受託事業収入	244
	5 雑入	1
歳入合計		716,600

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		4,206
	1 総務管理費	113
	2 徴収費	4,093
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		707,650
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	707,650
3 保健事業費		2,644
	1 後期高齢者健康診査事業費	2,644
4 諸支出金		2,100
	1 償還金及び還付加算金	2,100
歳出合計		716,600

議案第7号

令和4年度砺波市霊苑事業特別会計予算

令和4年度砺波市霊苑事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,062
	1 負担金	1,062
2 使用料及び手数料		1,140
	1 使用料	1,140
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		696
	1 基金繰入金	696
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,900

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,900
	1 墓地管理費	2,900
歳出合計		2,900

議案第 8 号

令和 4 年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算

令和 4 年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 4 3, 8 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 4 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		8,600
	1 一般会計繰入金	8,600
2 市債		335,200
	1 市債	335,200
歳入合計		343,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		343,800
	1 事業費	343,800
歳出合計		343,800

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業債	335,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年か ら据置期間を 含め30年以内 に元利均等、 元金均等又は 満期一括で償 還する。た だし、市財政 の都合により 繰上げ償還し 、償還期限を 短縮し、又は 低利債に借り 換えることが できるものとする。 なお、借入先 の融通条件が あるときは、 これに従うこ とができる。
計	335,200			

議案第9号

令和4年度砺波市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度砺波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	17,200戸
(2) 年間総給水量	5,086,500m ³
(3) 年間受水量	4,434,700m ³
(4) 一日平均給水量	13,900m ³
(5) 主な建設改良事業費	742,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,087,800千円
第1項 営業収益	941,086千円
第2項 営業外収益	146,664千円
第3項 特別利益	50千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,035,300千円
第1項 営業費用	986,574千円
第2項 営業外費用	47,226千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額630,800千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,800千円、減債積立金取り崩し額142,000千円、建設改良積立金取り崩し額380,000千円及び過年度分損益勘定留保資金38,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	328,800千円
第1項 企業債	120,000千円
第2項 工事負担金	41,800千円
第3項 県補助金	167,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	959,600千円

第1項 設備改良費
第2項 企業債償還金

817,058千円
142,542千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設 整備事業債	千円 120,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間 を含め40年以内に半年賦若 しくは年賦又は元利均等若 しくは元金均等で償還する。 ただし、企業財政その他の都 合により繰上げ償還し、償還 期限を短縮し、又は低利債に 借り換えることができるも のとする。 なお、借入先の融通条件が あるときは、これに従うこと ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

97,838千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、14,600千円と定める。

令和4年2月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第10号

令和4年度砺波市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度砺波市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	1箇所
(2) 年間総給水量	730,000 ³ m ³
(3) 一日平均給水量	2,000 ³ m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		21,900千円
第1項 営業収益		21,841千円
第2項 営業外収益		59千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		16,500千円
第1項 営業費用		11,468千円
第2項 営業外費用		4,932千円
第3項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,700千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5千円、減債積立金取り崩し額400千円及び過年度分損益勘定留保資金12,295千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0千円
第1項 企業債		0千円
	支	出
第1款 資本的支出		12,700千円
第1項 設備改良費		47千円
第2項 企業債償還金		12,653千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

令和4年2月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第11号

令和4年度砺波市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度砺波市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	13,200戸
(2) 年間総排水量	3,902,000m ³
(3) 一日平均排水量	10,600m ³
(4) 主な建設改良事業費	596,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,473,400千円
第1項 営業収益		675,359千円
第2項 営業外収益		797,991千円
第3項 特別利益		50千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,471,800千円
第1項 営業費用		1,272,400千円
第2項 営業外費用		197,900千円
第3項 特別損失		500千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額615,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,500千円、減債積立金取り崩し額200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金352,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,304,300千円
第1項 企業債		904,800千円
第2項 負担金及び分担金		35,500千円
第3項 国庫補助金		205,000千円
第4項 他会計出資金		159,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,919,800千円
第1項 建設改良費		764,360千円

第2項 企業債償還金

1, 155, 440千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 47,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、企業財政その他の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
特定環境保全公共下水道事業債	368,000			
流域下水道事業債	56,000			
資本費平準化債	300,000			
下水道事業借換債	133,300			
計	904,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 56, 037千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、611, 500千円である。

令和4年2月28日 提出

砺波市長 夏野 修

議案第12号

令和4年度砺波市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度砺波市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	471床
(2) 年間患者数	322,626人
入院	120,450人
外来	202,176人
(3) 一日平均患者数	1,162人
入院	330人
外来	832人
(4) 主な建設改良事業	
有形固定資産購入費	412,592千円
附帯施設整備費	268,367千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	12,129,000千円	
第1項 医業収益	10,312,900千円	
第2項 医業外収益	1,816,000千円	
第3項 特別利益	100千円	
	支	出
第1款 病院事業費用	12,119,000千円	
第1項 医業費用	11,542,607千円	
第2項 医業外費用	575,393千円	
第3項 特別損失	0千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,014,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,832千円及び過年度分損益勘定留保資金1,012,168千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入		663,000千円
第1項 企業債		640,000千円
第2項 出資金		18,000千円
第3項 固定資産売却代金		600千円
第4項 補助金		4,400千円

支 出

第1款 資本的支出		1,677,000千円
第1項 建設改良費		680,959千円
第2項 企業債償還金		996,041千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
図書購入	令和5年度	7,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器整備事業債	千円 352,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、企業財政その他の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
総合情報システム整備事業債	20,000			
病院施設修繕事業債	268,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 職員給与費 | 6, 3 2 2, 9 2 1 千円 |
| (2) 交際費 | 7 0 0 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 経営健全化に資するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2 6 2, 1 7 3 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2, 9 9 3, 7 9 8 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(種 類)	(名 称)	(数 量)
取得する資産		
器械備品	循環器用X線透視診断装置	一式
	注射薬自動払出システム	一式
	汎用X線透視診断装置	一式

令和4年2月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第13号

砺波市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

砺波市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定する。

令和4年2月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則等(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第120条に規定する会議規則、法第130条第3項に規定する規則その他議会規則、法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。)並びに法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により市が処理することとなる事務について規定する富山県の条例及び富山県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは議会又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法令(法律、法律に基づく命令(告示を含む。))及び条例等をいう。)において独立に権限を行使することを認められた職員
 - ウ 法第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 6 年砺波市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第 2 0 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 4 条を第 2 6 条とし、第 2 3 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 4 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 5 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(9) 介護業務に従事する職員の手当

(10) 保育等業務に従事する職員の手当

第 5 条中「及び病院」を「、病院」に改め、「除く。）」の次に「及び保育等業務に従事する職員」を加える。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、その支給額が月額で定められているものについては、その月の分を当月の給料支給日に支給する。

別表 3 病院に勤務する職員の手当の部に次のように加える。

看護職員処遇改善手当	月額 4,000 円	保健師、助産師、看護師又は准看護師
------------	------------	-------------------

別表に次のように加える。

9 介護業務に従事する職員の手当	介護職員処遇改善手当	月額 7,000 円	高齢介護課又は地域包括支援センターの業務に従事するホームヘルパー又は介護支援専門員
10 保育等業務に従事する職員の手当	保育等職員処遇改善手当	月額 7,000 円	保育所、認定こども園、幼稚園又は子育て支援センターの業務に従事する職員

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
(支給方法に関する経過措置)
- 2 令和4年2月分の看護職員処遇改善手当、介護職員処遇改善手当及び保育等職員処遇改善手当については、改正後の砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例第6条ただし書の規定にかかわらず、翌月の給料支給日に支給するものとする。

議案第 16 号

砺波市国民健康保険税条例の一部改正について

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

砺波市国民健康保険税条例(平成 16 年砺波市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 15 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額
- ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 900 円
 - イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 500 円
 - ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 10, 400 円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13, 000 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,095円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,825円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,650円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第9項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第10項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第11項、第12項及び第14項から第21項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第15条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第9項から第12項まで及び第14項から第21項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の砺波市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 17 号

砺波市保育所条例の一部改正について

砺波市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市保育所条例の一部を改正する条例

砺波市保育所条例（平成 16 年砺波市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表砺波市立鷹栖保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正について

砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「乳児について医療を受けようとするとき、又は高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、南砺市及び砺波市の区域内の保険医療機関等において当該幼児及び」を削り、「児童」の次に「等」を加える。

第 6 条第 1 号中「乳児」を「児童等」に改め、同条第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

- 3 砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年砺波市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 1 市長の部砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例による乳児、幼児及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款地方税関係情報であって規則で定めるものの項を削る。

議案第19号

砺波市消防団条例の一部改正について

砺波市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市消防団条例の一部を改正する条例

砺波市消防団条例（平成16年砺波市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第17条を次のように改める。

（報酬）

第17条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 消防団員には、次により年額報酬を支給する。

- (1) 団長 年額 82,500円
- (2) 副団長 年額 69,000円
- (3) 分団長 年額 50,500円
- (4) 副分団長 年額 45,500円
- (5) 部長 年額 37,000円
- (6) 班長 年額 37,000円
- (7) 基本団員（第2号から前号までの者を除く。） 年額 36,500円
- (8) 機能別団員 年額 18,250円

3 消防団員が災害、訓練及びその他出動の職務に従事する場合には、1日につき8,000円を超えない範囲内で出動報酬を支給する。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、これを超えて支給することができる。

4 前項に規定する出動報酬の支給方法は、市長が別に定める。

第18条第2項を次のように改める。

2 消防団員が災害、訓練及びその他出動の職務に従事する場合には、費用弁償を支給するものとし、その額は1回につき370円とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 20 号

砺波市個人情報保護条例の一部改正について

砺波市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市個人情報保護条例の一部を改正する条例

砺波市個人情報保護条例（平成 17 年砺波市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項」に改める。

第 5 条第 3 項第 8 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

1 譲渡する財産

建物 所 在	砺波市高波 7 5 3 番地（旧高波幼稚園）
構 造	木造 平屋建
延床面積	5 8 4 . 4 0 平方メートル

2 譲渡の相手方

砺波市高波 8 3 9 番地
高波自治振興会
会長 朝 日 利 久

議案第 22 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、下記の辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | | | |
|---|----------------|----|---|
| 1 | 梅檀山辺地に係る総合整備計画 | 別紙 | 1 |
| 2 | 鉢伏山辺地に係る総合整備計画 | 別紙 | 2 |
| 3 | 雄神辺地に係る総合整備計画 | 別紙 | 3 |

総 合 整 備 計 画 書

富山県砺波市梅檀山辺地

(辺地の人口140人、面積5.9km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 砺波市井栗谷、峰小、中尾、栃上、原孫 |
| (2) 地域の中心の位置 | 砺波市井栗谷6518番地1 |
| (3) 辺地度点数 | 206点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域の大部分は、丘陵と山間地で形成された農山村地域であり、農林業従事者は高齢化が進み、さらに若者の流出により過疎化が進んでいる。

交通体系は、幹線道路として、県道砺波細入線及び井栗谷大門線が当地域を通っているが、これらの幹線道路と有機的に結ばれた生活基盤道路の整備が不十分であるため、生活や生産活動の大きな支障となっている。

また、生活しやすい地域づくりを進める上で、遠距離通学の小学校児童の通学手段を確保するためスクールバスを運行しているが、現在運行中のスクールバスは経年劣化が進んでおり、更新が必要となっている。

さらに、地域防災への関心も高まっている中、消防設備の整備を中心に、安全・安心な地域づくりを進めることが必要となっている。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設の整備の基本方針

安全で快適な生活を送ることができるよう、幹線道路と有機的に結びついた生活基盤道路の改良、老朽化したスクールバスの更新、消火栓の設置工事及び消防分団器具置場の整備を行う。

(2) 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	砺波市	50,000		50,000	50,000
スクールバス		40,200	7,500	32,700	32,600
消防施設		(1,700)		(1,700)	(1,700)
		55,849		55,849	55,800
合 計		(91,900)		(84,400)	(84,300)
		146,049	7,500	138,549	138,400

上段：(変更前)

下段：変更後

総 合 整 備 計 画 書

富山県砺波市鉢伏山辺地
(辺地の人口81人、面積8.8km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 砺波市川伏、五谷、庄川町隠尾、庄川町落シ、庄川町名ケ原、庄川町横住
- (2) 地域の中心の位置 砺波市庄川町名ケ原字中寺271番地1
- (3) 辺地度点数 143点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域の大部分は、丘陵と山間地で形成された農山村地域であり、農林業従事者は高齢化が進み、さらに若者の流出により過疎化が進んでいる。

交通体系は、幹線道路として、県道山田湯谷線が当地域を通っているが、この幹線道路と有機的に結ばれた生活基盤道路の安全対策が求められている。

また、地域振興を図って活力ある地域づくりを進めるため、当地域の特色である自然を生かしたレクリエーション地帯の整備を計画的に行う必要がある。

さらに、生活しやすい地域づくりを進める上で、中山間地域住民の足となる市営バスの運行は不可欠であるが、現在運行中の市営バスは老朽化が進んでおり、更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設整備の基本方針

安全で快適な生活を送ることができるよう、幹線道路と有機的に結びついた生活基盤道路の法面改良工事を行うとともに、地域住民の交通手段の利便性を確保するため、老朽化した市営バスを更新する。

また、当地域の豊かな自然環境を生かしながら、市民の身近なスポーツと憩いの場として夢の平レクリエーション地帯を整備する。

(2) 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	砺波市	(5,000)		(5,000)	(5,000)
		14,000		14,000	14,000
自動車		11,229		11,229	11,200
観光・レクリエーション施設		37,700		37,700	37,700
合 計		(53,929)		(53,929)	(53,900)
		62,929		62,929	62,900

上段：(変更前)

下段：変更後

総 合 整 備 計 画 書

富山県砺波市雄神辺地

(辺地の人口779人、面積6.1km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 砺波市庄川町庄、庄川町三谷 |
| (2) 地域の中心の位置 | 砺波市庄川町三谷266番地1 |
| (3) 辺地度点数 | 118点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、一級河川「庄川」右岸の山際に位置しており、大部分が丘陵及び山間地で形成された地域である。

この地域は、機械による除雪が困難な人家連担箇所を多く有するため、消雪設備による融雪を行っているが、設置から20年以上が経過し老朽化していることから、設備を更新し冬期間の安全確保を図ることが望まれている。また、幹線道路である県道山田湯谷線と有機的に結ばれた生活基盤道路の安全対策が求められている。

さらに、地域防災への関心も高まっている中、消防設備の整備を行うことにより、安全・安心な生活環境を整備し、もって活力ある地域づくりを進めることが必要である。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設整備の基本方針

地域住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、生活基盤道路の消雪設備の更新、法面改良工事、消防分団に配備されている老朽化した消防ポンプ車の更新及び消火栓の設置工事を行う。

(2) 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	砺波市	(45,000)		(45,000)	(44,900)
		51,500		51,500	51,400
消防施設	砺波市	(21,700)		(21,700)	(21,700)
		23,164		23,164	23,100
合 計		(66,700)		(66,700)	(66,600)
		74,664		74,664	74,500

上段：(変更前)

下段：変更後

議案第 23 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

1 認定する路線

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地
石丸みどり台線	石丸	石丸	
杉木区画 16 号線	杉木 5 丁目	杉木 5 丁目	
堀内 1 号線	堀内	堀内	
堀内 2 号線	堀内	堀内	

2 廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点	重要な経過地
杉木区画 16 号線	杉木 5 丁目	杉木 5 丁目	

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年2月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- 1 令和3年度砺波市一般会計補正予算（第10号）

専決処分第1号

令和3年度砺波市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度砺波市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,651,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月4日 専 決

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		377,059	70,000	447,059
	1 繰越金	377,059	70,000	447,059
補正されなかった款項に係る額		24,203,953	—	24,203,953
歳入合計		24,581,012	70,000	24,651,012

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		2,274,030	70,000	2,344,030
	2 道路橋りょう費	891,351	70,000	961,351
補正されなかった款項に係る額		22,306,982	—	22,306,982
歳出合計		24,581,012	70,000	24,651,012

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事件を下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日 提出

砺波市長 夏野 修

記

損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
2	令和4年1月14日に砺波市中村地内で発生した市有車の物損事故	砺波市在住 1人	市が支払う額 366,476円	令和4年 2月8日

